

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

調査対象地域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）第四条第一項に係る基本計画（緑の基本計画）が駒ヶ根市で策定されている。概要を以下に示す。なお、宮田村、伊那市では緑の基本計画はない。

(1) 駒ヶ根市緑の基本計画（平成 16 年 5 月）

駒ヶ根市では、昭和 55 年度に「駒ヶ根市緑のマスタープラン」を策定しているが、平成 6 年の「都市緑地保全法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）の改正を受け、市の現状を反映させた「駒ヶ根市緑の基本計画」を平成 16 年 5 月に策定している。

本基本計画は、駒ヶ根市総合計画、国土利用計画（駒ヶ根市計画）、駒ヶ根市都市計画マスタープランなどの計画と整合を図りながら策定されており、市民が心の豊かさを実感できる快適なまちづくりを形成するための指針である。緑の将来像（ふたつのアルプスが映える水と緑のふるさと駒ヶ根）とその将来像を実現するための 5 つの基本の柱を定め、地区ごとの具体的施策や緑化重点地区の緑化方針などを示している。駒ヶ根市緑の基本計画の概要を表 4.2.7-28 に示す。

表 4.2.7-28 駒ヶ根市緑の基本計画の概要

項 目		内 容
計画のテーマ（緑の将来像）		ふたつのアルプスが映える水と緑のふるさと駒ヶ根
目標年次		平成 35 年までの 20 年間を計画期間とし、平成 20 年、平成 25 年及び平成 30 年を計画見直しのための中間年度とする。
対象区域		駒ヶ根都市計画区域全域(5, 100ha) 及び竜東地域
計画の目標		緑地保全や緑化の目標として以下の項目を定め、平成 35 年度に向けてこの目標の達成を目指し施策を進める。
目 標	樹林地の量	44.9%以上
	市民一人当たりの公園※の広さ	25 m ²
	公園誘致圏の充足率	市街地及び幹線道路沿線地区 100%、市全体 60%
	緑の拠点を整備する	緑の拠点整備 2ヶ所
	緑と人のふれあう機会をつくる	森林整備モデル林 2ヶ所

※：公園とは、都市計画公園及び都市計画公園に準ずる緑地である。

出典：「駒ヶ根市緑の基本計画」（平成 16 年 5 月 駒ヶ根市）

32) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

長野県は、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）に基づき、平成 17 年 12 月 22 日に景観計画（平成 18 年 4 月 1 日発効）を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域を景観計画区域としている。

調査対象区域では、駒ヶ根市が平成 25 年 6 月、宮田村が平成 29 年 4 月、伊那市が平成 26 年 2 月に景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市村全域を景観計画区域としている。

長野県、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市が策定した景観計画の概要を以下に示す。

(1) 長野県景観育成計画（平成 18 年 4 月）

長野県では、「長野県景観育成計画」において景観計画区域を、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示している。景観計画区域は、土地利用の状況と自然条件により都市地域、沿道地域、田園地域及び山地・高原地域の 4 つの類型に区分し、それぞれ良好な景観を育成するための行為の制限の基準（景観育成基準）を定めている。更に、景観育成重点地域（特に重点的に景観の育成を図る地域）と景観育成特定地区（地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る地域）を県が指定している。平成 27 年 4 月現在、景観育成重点地域は 4 地域、景観育成特定地区は指定がない状況である。

調査対象区域では、3 市村が景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市村全域を景観計画区域としているため「長野県景観育成計画」は適用されない。景観計画区域で届出が必要な行為及び規模を表 4.2.7-29 に、主な種類の景観育成基準を表 4.2.7-30（P4-195）に示す。

表 4.2.7-29 景観計画区域での届出対象行為と規模（一般地域）

対象行為	対象規模
建築物 新築等 外観変更（修繕、模様替え、色彩変更）	高さ 13m 又は 建築面積 1,000 m ² 超 変更面積 400 m ² 超
工作物 新設等 （電気供給・通信施設）	高さ 13m 又は 築造面積 1,000 m ² 超 （高さ 20m 超）
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等	面積 3,000 m ² 超 又は 法面等高さ 3m かつ長さ 30m 超
物件の堆積	高さ 3m 又は 堆積面積 1,000 m ² 超
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）	表示面積 25 m ² 超

出典：「長野県景観育成計画」（平成 17 年 12 月 長野県）

表 4.2.7-30 景観育成基準(概略)

地域区分		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地後退	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等	周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周囲の景観と調和した色調
土地	形状、修景、緑化等	周囲の景観との調和			

出典：「長野県景観育成計画」（平成 17 年 12 月 長野県）

(2) 駒ヶ根市景観計画（平成 25 年 6 月）

駒ヶ根市では、「駒ヶ根市景観計画」において市全域を景観計画区域と定め、景観形成基準を設定している。景観計画区域は、景観特性に合わせて山岳地域、山麓高原地域、観光・田園地域、周辺田園・河岸段丘地域、市街地地域及び中山間地域の 6 地域に区分し、地域ごとに景観形成基準を設定し、届出対象行為及び規模を定めている。更に、特に重点的に景観育成を進めるエリアを『景観育成重点地区』とし、市民や観光客が集まるエリアを駒ヶ根インター重点地区他 3 地区、2 つのアルプスを眺望する重要なポイントを景観道路軸重点地区、市民の主体的な取組みで景観育成が図られている景観育成住民協定地区をそれぞれ設定している。

調査区域には、4 つの景観計画区域の他、多数の景観育成重点地区が存在する。景観計画区域の区分及び景観育成重点地区を表 4.2.7-31 (P4-196) に、景観計画区域の届出対象行為を表 4.2.7-32 (P4-197) に、景観計画区域ごとの景観形成基準を表 4.2.7-33 (P4-198～205) に、景観育成重点地区の景観形成基準を表 4.2.7-34 (P4-206～208) に、景観育成住民協定地区の景観形成基準を表 4.2.7-35 (P4-208～225) に、景観計画区域及び景観育成重点地区の位置を図 4.2.7-13 (P4-255) に示す。

表 4.2.7-31 調査区域における景観計画区域の区分及び景観育成重点地区(駒ヶ根市景観計画)

項目	地域、地区名		
景観計画 区域の区分	観光・田園地域		
	市街地地域		
	周辺田園・河岸段丘地域		
	中山間地域		
景観育成 重点地区	駒ヶ根インター重点地区		
	駒ヶ根駅前重点地区		
	駒ヶ根高原重点地区		
	文化センター重点地区		
	西山山麓エリア重点地区		
	景観道路軸重点地区		
	景観育成 住民協定地区	看大周辺地域景観形成住民協定	
		琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	
		大徳原周辺地域景観形成住民協定	
		ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定	
		ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定	
		伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	
		広域農道沿線景観形成住民協定	
		「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	
東伊那景観形成住民協定			
市民や観光客が集まるエリア			
2つのアルプスを眺望する重要なポイント			
市民の主体的な取り組みで景観の保全育成が図られている地区			

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-32 景観計画区域における届け出対象行為(駒ヶ根市景観計画)

対象行為	届出対象規模	
	重点地区以外	重点地区
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築確認申請を要する建築物及び、都市計画区域外においては、延床面積10平方メートルを超えるもの	
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの	・ 変更に係る面積が25平方メートルを超えるもの
(3) プラント類 ^{※1} 、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車場装置)、貯蔵施設類 ^{※2} 、処理施設類 ^{※3} 等の建設等	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は築造面積100平方メートルを超えるもの	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は築造面積20平方メートルを超えるもの
(4) 電気供給若しくは電気通信の為の施設 ^{※4} 又は太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は設置面積の合計が500平方メートルを超えるもの	・ 高さ8mを超えるもの ・ 又は設置面積の合計が500平方メートルを超えるもの
(5) (2) から (4) まで以外の工作物の建設等	・ 長さ10m以上かつ高さ1.5m以上 ・ 又は高さ 10mを超えるもの	・ 長さ10m以上高さ1.5m以上 ・ 又は高さ5mを超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	・ 面積1000平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ2mかつ長さ 10mを超えるもの	・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
(7) 土地の形質の変更 ^{※5} （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	・ 面積500平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ3m若しくは高さ 2mかつ長さ 20mを超えるもの	・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積	・ 堆積の高さ3mを超えるもの ・ 又は面積 300 平方メートルを超えるもの	・ 堆積の高さ3mを超えるもの ・ 又は面積100平方メートルを超えるもの
(9) (1) ～ (5) までの建築物、又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠 ^{※6}	・ 表示面積10平方メートルを超えるもの	・ 表示面積3平方メートルを超えるもの

※1：プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するものを示す。

※2：貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設を示す。

※3：処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設を示す。

※4：電気供給若しくは電気通信の為の施設とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設、なお法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為を除く。

※5：土地の形質の変更とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更を示す。

※6：工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠とは、当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成25年6月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(1) 景観形成基準(観光・田園地域 1/2)

行為制限 事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、宿泊施設や観光関連施設等の一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路から5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	・ 高さは現状でみられる高さ5階までとすること。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 宿泊施設等の高層建築物は、調和のとれた意匠とすること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・ アルプスのふもとに形成された観光地としてくつろぎを感じられる雰囲気とするため、自然素材または地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。
色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8以下、(YR) 8以下、(Y) 10以下、(GY) 6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(2) 景観形成基準(観光・田園地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(3) 景観形成基準(周辺田園・河岸段丘地域 1/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路より5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・ 高さは現状の田園地域で見られる住宅等の高さとし、良好な田園景観を阻害しないこととする。 ・ アルプスへの眺望を阻害しないよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫する。
材料	・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8以下、(YR) 8以下、(Y) 10以下、(GY) 6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(4) 景観形成基準(周辺田園・河岸段丘地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(5)景観形成基準(市街地地域 1/2)

行為制限 事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・ アルプスへの眺望を阻害しないものとするよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は（R）8 以下、（YR）8 以下、（Y）10 以下、（GY）6 以下、その他の色相は 4 以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(6)景観形成基準(市街地地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をとり、可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(7)景観形成基準(中山間地域 1/2)

行為制限 事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	・ 建築物の高さは、現状の住宅等の高さとし良好な森林景観を阻害しないこととすること。 ・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・ 外壁はくつろぎを感じられる雰囲気演出するため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・ 金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に配慮すること。 ・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。
色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・ 外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8 以下、(YR) 8 以下、(Y) 10 以下、(GY) 6 以下、その他の色相は 4 以下とすること。 ・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成 25 年 6 月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(8)景観形成基準(中山間地域 2/2)

行為制限 事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努めること。
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(1) 景観形成基準(駒ヶ根インター重点地区)

行為制限 事項	形成基準
景観区域（周辺田園・河岸段丘地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
形態・意匠	・ふたつのアルプスの眺望、周囲の建築物等の形態及び自然景観との調和に努めること。
材料	・外壁は自然素材又はできるだけ自然景観と調和した素材とすること。
色彩等	・自然景観やまちなみと調和し、周囲の建築物の現状や地域性を踏まえた色彩とすること。
敷地の緑化	・観光客にアピールする豊かな自然景観と調和する植栽に努めること。 ・県道駒ヶ根・駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置・ 形態・意匠	・駒ヶ根高原のイメージと調和する空間の創出に努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(2) 景観形成基準(駒ヶ根駅前重点地区)

行為制限 事項	形成基準
景観区域（市街地地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・にぎわい空間に調和するよう、前面空間をできるだけ広く取り、隣接する建築物とラインを揃えるよう努めること。
規模	・隣接する建築物との調和を図るよう努めること。
形態・意匠	・市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。
敷地の緑化	・壁面植栽やポイント植栽で華やかな景観を演出するよう努めること。 ・隣地と調和した植栽に努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(3) 景観形成基準(駒ヶ根高原重点地区)

行為制限 事項	形成基準
景観区域（観光・田園地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
形態・意匠	・市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。
敷地の緑化	・県道駒ヶ根・駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(4) 景観形成基準(文化センター重点地区)

行為制限 事項	形成基準
景観区域（市街地地域又は周辺田園・河岸段丘地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない配置とするよう努めること。
規模	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない高さとするよう努めること。
形態・意匠	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しないよう、周囲の建築物との調和に努めること。
色彩等	・できるだけ落ち着いた色調で、周囲の建築物との統一を図るよう努めること。
敷地の緑化	・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望に調和した植栽に努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(5) 景観形成基準(西山山麓エリア重点地区)

行為制限 事項	形成基準
景観区域（山麓高原地域）の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。
敷地の緑化	・できるだけ敷地内に既存する樹木を残すよう努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-34(6) 景観形成基準(景観道路軸重点地区)

行為制限 事項	形成基準
各景観区域の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ阻害しないよう努めること。 ・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。
規模	・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。 ・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。
形態・意匠	・ふたつのアルプスの山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。
敷地の緑化	・沿道のポイント緑化に努めること。

注：景観道路軸重点地区は、下記に定める道路沿線の範囲とする。ただし他の重点地区の指定地区内を除く。

- ・国道 153 号両側各 30m
- ・広域農道（市道新春日街道線）両側各 30m
- ・アクセス（主・駒ヶ根駒ヶ岳公園線）両側各 100m
- ・伊南バイパス両側各 100m
- ・主要地方道・伊那生田飯田線両側各 30m
- ・主要地方道・駒ヶ根長谷線両側各 30m（中割菅沼線交差点まで）
- ・県道栗林宮田停車場線古田切本線両側各 30m
- ・市道 菅の台線、光前寺南線、上穂飯坂線上穂町線、小町屋線、辰見町本線、1-961 号線、古田切線、飯坂 2 号線、中街道線、1-405 号線、4-32 号線、4-17 号線、小鍛冶線、赤須町線、1-867 号線、吉瀬本線、馬見塚線、南割中田切線、中筋線、1-1098 号線、中割縦線、古田切本線、中割菅沼線両側各 30m

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-35(1) 景観形成基準(景観育成住民協定地区)

行為制限 事項	形成基準
各景観区域の景観形成基準によるほか、下記の基準を付加する。なお、各住民協定の協定内容を遵守するよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・建築物は道路より 2.0m、隣地境界より 1.5m 以上後退するよう努めること。
規模	・建築物の高さは 13m 以下とするよう努めること。 ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は高さ 1.2m 以下とするよう努めること。
材料	・道路に面する側の垣、又は柵の構造は出来るだけ生垣、又はフェンス等の透視が可能なものとする。
敷地の緑化	・道路に面した場所は可能な限り緑化に努めること。

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成 25 年 6 月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-35(2) 景観形成基準(看大周辺地域景観形成住民協定 1/2)

まちづくり基準

土地利用	(1) 屋外における物品の集積等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はできないものとします。						
	(2) 各地区内において建築することができる建築物は、原則として次のとおりとします。						
	地区	建築できる建築物					
	A	建築基準法の用途制限によります。(準住居地域) 及び (第1種住居地域)					
	B	建築基準法の用途制限によります。(第1種低層住居専用地域)					
建築物等	C	①住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ②公共施設、集会所、公益上必要な施設 ③病院、診療所 ④小規模な店舗、食堂、喫茶店、美容院、事務所等					
	D・E	原則として、農用地とします。計画的な開発以外でやむを得ず農地を転用する場合は、C地区に準じるものとします。					
	(1) 地区内において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合の建物の基準は、原則として地区ごとに次のとおりとします。						
	地区	建ぺい率	高さ	階数	道路からの後退距離	敷地境界からの後退距離	備考
	A	60%以下	13m 以下	3 階以下	2m 以上	1.5m 以上	
B	50%以下	10m 以下					
C		13m 以下	学園通り、あかねの道からの道路の後退は5m 以上				
C・E	-	-	-	-	-	やむを得ず建てる場合は、C 地区を準用	
垣、柵、擁壁等	(2) 屋根は、原則として勾配屋根とします。						
	(3) 屋根や壁など建物の色は原色を避け、できるだけ落ち着いた色調にします。						
	(4) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。						
	・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。						
	・ブロック塀等の場合は、高さ 1.2m までとします。						
緑化	・敷地の土留めは、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにします。擁壁等の構造物を使用する場合は、高さ 1.2m までとします。上記において、幅員 4m 未満の道路に面する場合は、建築基準により道路中心線より 2m まで道路とみなされますので、それ以上後退して設置するものとします。又、交差点では、路肩の線の交差点より 1.5m 以上離して隅切を確保するものとします。						
	・農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。						
	・植栽に当たっては、可能な範囲で中高木類を植え、ボリュームのある緑化に努めます。						
	屋外広告物は、原則として表示しないものとします。ただし、次のものは表示できるものとします。						
	(1) 公共団体、公共的団体が設置するもの。						
広告物	(2) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、次の基準を満たすものは除きます。						
	①敷地内 1 箇所に限り、高さ 5m 以下、面積 3㎡以下のもの。ただし、道路等から 5m 以上後退した場合は別途協議します。						
	②道路から 1m 以上後退し、交差点の端から概ね 10m 以上離れるもの。						
	③建築物の屋根、屋上以外のもの。						
	④けばけばしい色及び点滅の電飾は使用しないもの。						
(3) 協議会の指定した場所に、別に定める基準で設置するもの。							

出典：「看護大学周辺地域住民協定「基本的な方針」「土地利用計画」「まちづくり基準」」（平成30年7月確認 駒ヶ根市HP）

表 4.2.7-35(3) 景観形成基準(看大周辺地域景観形成住民協定 2/2)

まちづくり基準	
自動販売機	自動販売機は、原則として設置しないものとします。ただし、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。 ①青少年の健全育成に影響の無いもの ②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの ③空き缶等の管理が適正に行われること
地域内の幹線道路の整備	町西裏線（月花町～アクセス交差点）及び東西線（市道 1-10 号線）は、拡幅整備することを前提として、その沿道における建築物等の建築にあたっては、拡幅改良に支障のないよう努めるものとします。

出典：「看護大学周辺地域住民協定「基本的な方針」「土地利用計画」「まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(4) 景観形成基準(琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定 1/2)

景観形成基準	
土地利用	屋外における資材、廃材の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。
建築物	地区内において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するように努めます。 市道琴ヶ沢線で歩道の設置されていない部分については、道路から 2.5m は将来的に歩道の設置に備えた土地として確保するよう努めたうえで、次の基準に適合するよう努めます。 (1) 建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合） 50%以内 (2) 容積率（延床面積の敷地面積に対する割合） 100%以内 (3) 道路及び隣地からの後退距離と高さ 建築物は、できるだけ道路及び隣接地境界から後退し、ゆとりのある空間の確保に努めます。建物の高さは、アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するようにできるだけ低く抑えます。建物の高さは、道路や隣接地からの後退距離に応じて下図の範囲内となるように努めます。 *後退距離は軒先とします。 *建物の高さは、地盤面からの高さとして。ただし、地盤面と道路面の高低差が大きい場合は、別途協議します。 (4) 屋根は、勾配屋根とするように努めます。 (5) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。 （県景観条例大規模行為の「落ちついた風景をつくるための配色テクニック」の色の範囲を基本とします。） (6) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。
垣、柵、擁壁等	・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、高さ 1.2m までを基本とします。 ・道路に面した法面、擁壁は、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます。
緑化	・敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。

出典：「琴ヶ沢線沿線景観形成基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(5) 景観形成基準(琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定 2/2)

景観形成基準	
広告物	(1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの 共通基準 ・ けばけばしい色を地に使用しないようにします。 ・ 点滅の電飾は使用しないようにします。 ・ 敷地内の表示面積の合計は、16㎡以下とします。 ・ 道路から1m以上後退するものとします。 ①地上に設置するもの ・ 敷地内1箇所以内とします。 ・ 高さは、道路面から7m以下とします。 ・ 表示面積1面5㎡以下とします。 ・ 交差点の端から概ね5m以上離れるものとします。 ・ 支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とします。 ②建築物へ表示するもの ・ 建築物の屋根、屋上には表示しないようにします。 ・ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の5分の1以下とします。 ・ 袖看板は、下端の高さを道路から2.5m以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を1.5m以内とします。 (2) (1) 以外の野立広告物 ①原則として、事業所や施設等への案内を目的としたものの以外は、設置できないものとします。 ②規模、形態等の基準は次のとおりとします。 ・ 高さは、原則として路面から1.5m以上、3.5m以下。 ・ 1つの大きさは横長の場合縦0.6m、横1.8m、縦長の場合縦1.8m、横0.6m以内とし、1か所片側3枚、表裏含めて6枚までとする。2枚以上付ける場合は、上下(左右)の間隔は、10cm以上あける。 ・ 色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組合せ及び木の地肌とする。 ・ ワンポイントとして他の色を使う場合は、別に協議する。 ・ 支柱の色はグレー系、焦茶系とする。 ・ 道路の境界から概ね1m以上後退する。 ・ 交差点付近は、交差点の端から概ね10m以上離す。
自動販売機	自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。 ①青少年の健全育成に影響の無いもの ②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの ③空き缶等の管理が適正に行われること
屋外照明	周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮します。

出典：「琴ヶ沢線沿線景観形成基準」（平成30年7月確認 駒ヶ根市HP）

表 4.2.7-35(6) 景観形成基準(大徳原周辺地域景観形成住民協定 1/2)

景観形成基準			
建築物	建物及び工作物（以下「建築物等」という。）の高さは、アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するようにできるだけ低くおさえます。また、建築物等は、できるだけ道路及び隣接地境界から後退し、ゆとりのある空間の確保に努めます。 地区内において建築物等の新築、改築及び増築をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するようにします。 次表における建築物等の適用区分は次のとおりとします。 ①建物……建築基準法で規定されている建物とする。 ②工作物等……①以外の物		
	区分	建物	工作物等
	(1) 建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）	○	
	(2) 容積率（延床面積の敷地面積に対する割合）	○	
	(3) 高さ制限	建物 ○	工作物 ○
	(4) 階数	○	
	(5) 道路からの後退距離		
	ア 1戸建住宅の場合（住宅用物置等を含む）	○	
	イ 1戸建住宅以外の場合 （公益上必要な工作物等は別途協議とする。）	○	○
	(6) 隣地境界からの後退距離		
垣根、柵、擁壁等	ア 1戸建住宅の場合（住宅用物置等を含む）	○	
	イ 1戸建住宅以外の場合 （公益上必要な工作物等は別途協議とする。）	○	○
	(7) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。		
(1) 道路に面する側の垣根、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 (2) ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、高さ 1.2m までを基本とします。 (3) 道路に面した法面、擁壁は、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます。			
(1) 農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化や花壇を建設し景観の美化を図るものとします。植栽に当たっては、可能な範囲で中高木類を植え、ボリュームのある緑化に努めます。 (2) 土地所有者はできるだけ自己所有地の除草を行い、環境美化に努めることとします。			
長野県屋外広告物条例による他は次によるものとします。 (1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの。 ア 共通基準 ＊けばけばしい色を地に使用しない。 ＊点滅の電飾は使用しない。 ＊敷地内の表示面積の合計は、5 m²以下とする。 ＊道路から 1m 以上後退する。 イ 地上に設置するもの ＊敷地内 1 箇所以内とする。 ＊高さは、道路面から 7m 以下とする。 ＊交差点の端から概ね 5m 以上離れるものとする。 ＊支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とする。			

出典：「大徳原周辺地域景観形成住民協定景観形成基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(7) 景観形成基準(大徳原周辺地域景観形成住民協定 2/2)

景観形成基準	
広告物	ウ 建築物へ表示するもの *建築物の屋根、屋上には表示しない。 *壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とする。 *袖看板は、下端の高さを道路から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内とする。 (2) (1) 以外の野立広告物 ア 原則として事業所や施設等への案内を目的としたものの以外は、設置できないものとする。 イ 規模、形態等の基準は次のとおりとする。 *高さは、原則として路面から 1.5m 以上、3.5m 以下。 *1 つの大きさは横長の場合 縦 0.6 m、横 1.8 m、縦長の場合縦 1.8 m、横 0.6 m 以内とし、1 か所片側 2 枚、表裏含めて 4 枚までとする。2 枚以上付ける場合は、上下(左右)の間隔は、10cm 以上あける。 ウ 色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌とする。 エ ワンポイントとして他の色を使う場合は、別に協議する。 オ 支柱の色はグレー系、焦茶系とする。 カ 道路の境界から概ね 1m 以上後退する。 キ 交差点付近は、交差点の端から概ね 10m 以上離す。
自動販売機	自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。 (1) 青少年の健全育成に影響の無いもの。 (2) 交通安全上及び景観上支障の無い場所に設置するもの。 (3) 空き缶等の管理が適正に行われること。
屋外照明	屋外照明の点灯時間は 22 時までとします(防犯灯及び玄関灯を除く。)。

出典：「大徳原周辺地域景観形成住民協定景観形成基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(8) 景観形成基準(ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定 1/3)

まちづくり基準

土地利用	(1) 屋外における物品の集積等、地域の良好な環境・景観に影響を与える土地利用はできないものとします。 (2) 各地区内において建築することができる建築物は、建築基準法の用途地域の制限によります。																				
建築物	(1) 地区内において建築物の新築や改築、増築等をしようとする場合の建物の基準は、原則として次のとおりとします。 <table><tr><td>地区</td><td>建ぺい率</td><td>高さ</td><td>階数</td><td>道路からの後退距離</td><td>隣地境界からの後退距離</td></tr><tr><td>全地区</td><td>60%以下</td><td>13m 以下</td><td>3 階以下</td><td>2m 以上 (北側道路からは①によります) (道路から出来るだけ後退し道路側に空地を確保し、緑化に努めます)</td><td>1.5m 以上 (隣地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保します)</td></tr></table> ①北側道路からの後退距離は、1 m 以上とするように努めます。 ②A、B 地区において、県景観条例の大規模行為として届出が必要な建築物については、道路から 5m 以上後退するものとします。ただし、2.5m 以上 5m 未満とする場合は、道路側には圧迫感を与えないよう、緑地等の設置を行うものとします。また、緑地等の管理は確実に地権者が行うことを基本とし、地域環境美化活動には、協力するものとします。 ③道路及び隣地境界からの後退距離は、建築物の外壁までの距離とします。 ④宅地面積により道路及び隣地境界からの後退距離の基準緩和を図ります。 ⑤北側隣地については 2 階及び 3 階の段階的後退距離基準を適用します。 ⑥高さが 3m 以下の建築物は道路後退距離のみ基準を適用します。(外壁のないものは除く) ⑦ゆとりある敷地を確保するため最小敷地面積は 250 m² とします。ただし、区画整理の換地によるものは、この限りではありません。 (2) 駐車場設置比率は次のとおりとします。<table><tr><td>営業種類</td><td>事業者は営業面積により外来駐車場を設置するものとします。</td></tr><tr><td>事務所</td><td>事務所面積の 1/4 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m²(約 1 台分)とします。</td></tr><tr><td>店 舗</td><td>店舗の営業面積の 1/3 以上。但し、大型店舗(営業面積 1000 m²以上)は、法に基づいて別途協議します。</td></tr><tr><td>工 場</td><td>工場面積の 1/5 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m²(約 1 台分)とします。</td></tr></table> (3) 屋根は、地域景観に配慮し、山形勾配屋根を基本とします。ただし、構造上不可能な場合は、一部玄関先、若しくは出入口、道路側に勾配屋根を設置し、趣旨に同意します。(模造屋根も可とします。) (4) 屋根や壁など建物の色は原色を避け、できるだけ落ち着いた色調にします。 (5) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。	地区	建ぺい率	高さ	階数	道路からの後退距離	隣地境界からの後退距離	全地区	60%以下	13m 以下	3 階以下	2m 以上 (北側道路からは①によります) (道路から出来るだけ後退し道路側に空地を確保し、緑化に努めます)	1.5m 以上 (隣地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保します)	営業種類	事業者は営業面積により外来駐車場を設置するものとします。	事務所	事務所面積の 1/4 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m ² (約 1 台分)とします。	店 舗	店舗の営業面積の 1/3 以上。但し、大型店舗(営業面積 1000 m ² 以上)は、法に基づいて別途協議します。	工 場	工場面積の 1/5 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m ² (約 1 台分)とします。
地区	建ぺい率	高さ	階数	道路からの後退距離	隣地境界からの後退距離																
全地区	60%以下	13m 以下	3 階以下	2m 以上 (北側道路からは①によります) (道路から出来るだけ後退し道路側に空地を確保し、緑化に努めます)	1.5m 以上 (隣地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保します)																
営業種類	事業者は営業面積により外来駐車場を設置するものとします。																				
事務所	事務所面積の 1/4 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m ² (約 1 台分)とします。																				
店 舗	店舗の営業面積の 1/3 以上。但し、大型店舗(営業面積 1000 m ² 以上)は、法に基づいて別途協議します。																				
工 場	工場面積の 1/5 以上で 2.5×6m に満たない場合は 15 m ² (約 1 台分)とします。																				
垣根、柵、擁壁等	(1) 道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 (2) ブロック塀等の場合は、高さ 1.2m までとします。 (3) 敷地の土留めは、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにします。擁壁等の構造物を使用する場合は、高さ 1.2m までとしますが、区画整理の換地において造成済みのものは、この限りではありません。 (4) フェンスは美観の向上と、遮音、遮光に重点を置きます。 ①道路側境界のメッシュフェンスで、内部の隠ぺいが必要な場合は植栽を行います。高さの限度は 2m までとし、できるだけ開放感を出します。																				

出典：「ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定書 まちづくり基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(9) 景観形成基準(ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定 2/3)

まちづくり基準

垣根、柵、擁壁等	②24 時間営業又はこれに準ずる営業を行う場合は、営業大小にかかわらず、騒音、振動、光害、防犯、その他について隣地地権者と話し合いをもち、合意を得るものとします。 ③前号により合意した場合の隣地境界は、極力植栽をもって遮音、遮光に努めます。これによれない場合は不透明性のフェンスを高さ 2.4m 以下で設置することができます。この場合、必ず地域全体の美観に配慮し、植栽などで補います。 ④フェンスを看板に使用することはできません。																				
緑化	(1) 農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、可能な限り緑化に努めるものとします。 (2) 植栽に当たっては、可能な範囲内で中高木類を植え、ボリュームのある緑化に努めます。 (3) 緑化推進と保全の意識を高めるため、地域で決めたシンボルツリーの植樹を行います。																				
屋外広告物	協定地区内においては、次に定める屋外広告物以外は設置及び表示できないものとします。 (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地に表示するもの ① 共通基準 ア 敷地内の表示面積の上限は、次のとおりとします。 <table><tr><th>区域</th><th>表示面積</th></tr><tr><td>伊南バイパス線沿線</td><td>20㎡</td></tr><tr><td>中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線</td><td>10㎡</td></tr><tr><td>上記以外の区域</td><td>3㎡</td></tr></table> イ けげばけしい色を地に使用しないようにします。 ウ 点滅の電飾やサーチライトを使用しないようにします。 エ 道路から 1m 以上後退するものとします。 オ 設置及び表示場所は、日照・夜間光害など住宅や農地などに影響のない場所とします。 ② 地上に設置するもの ア 高さ及び 1 面の表示面積の上限は、次のとおりとします。 <table><tr><th>区域</th><th>高さ</th><th>表示面積</th></tr><tr><td>伊南バイパス線沿線</td><td>10m</td><td>10㎡</td></tr><tr><td>中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線</td><td>8m</td><td>5㎡</td></tr><tr><td>上記以外の区域</td><td>5m</td><td>1.5㎡</td></tr></table> イ 敷地内各道路面に 1 箇所設置できるものとします。ただし、敷地内の誘導サインは看板より除きます。 ウ 交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。 エ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。 ③ 建築物へ表示するもの ア 建築物の屋根及び屋上には表示しないようにします。ただし、屋上に設置した機械室や突出物の目隠し等には表示できるものとし、この場合の看板面積は一面当たり 1/3 以下とします。 イ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。 ウ 袖看板は、下端の高さを地盤面から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内に設置するものとします。 (2) 事務所、営業所等への案内を目的として表示するもの ① 原則として、伊南バイパス線、中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線以外は、設置できないものとします。 ② 高さは、原則として 1.5m 以上、3.5m 以下とします。	区域	表示面積	伊南バイパス線沿線	20㎡	中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線	10㎡	上記以外の区域	3㎡	区域	高さ	表示面積	伊南バイパス線沿線	10m	10㎡	中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線	8m	5㎡	上記以外の区域	5m	1.5㎡
区域	表示面積																				
伊南バイパス線沿線	20㎡																				
中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線	10㎡																				
上記以外の区域	3㎡																				
区域	高さ	表示面積																			
伊南バイパス線沿線	10m	10㎡																			
中割経塚線、市場宮の北線及び上穂飯坂線沿線	8m	5㎡																			
上記以外の区域	5m	1.5㎡																			

出典：「ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定書 まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(10) 景観形成基準(ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定 3/3)

まちづくり基準	
屋外広告物	③ 1つの大きさは、横長の場合は縦 0.6m、横 1.8m 以内、縦長の場合は縦 1.8m、横 0.6m 以内とし、1箇所片側 3 枚まで、表裏あわせて 6 枚までとします。2 枚以上付ける場合、上下又は左右の間隔は、10cm 以上空けるものとします。 ④ 道路から 1m 以上後退するものとし、交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。 ⑤ けばけばしい色や点滅の電飾、サーチライトを使用しないようにします。 ⑥ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。 (3) 公共団体及び公共的団体が設置又は表示するもの
自動販売機	自動販売機は、原則として設置しないものとします。ただし、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。 ① 青少年の健全育成に影響の無いもの。 ② 交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの。 ④ 空き缶等の管理が適正に行われること。

出典：「ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定書 まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(11) 景観形成基準(ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定 1/2)

まちづくり基準						
土地利用	(1) 屋外における物品の集積等、地域の良好な環境・景観に悪影響を与える土地利用はできないものとします。 (2) 建築基準法の用途地域に指定されている地域において、建築できる建築物は、当用途地域の規制によります。					
建築物等	地区内において、建築物の新築や改築・増築等をしようとする場合の建物の基準は、原則として次の通りとします。					
	地区	建ぺい率	高さ	階数	道路からの 後退距離	隣地境界から の後退距離
	全 地 区	60%以内	13m 以下	3 階以下	2m 以上 (北側道路からは 1m 以上)	1.5m 以上
	*既存の建築物で基準に適合していないものについては、改築時等に極力基準に近づけるよう努めるものとします。(同規模の改築は可能とする。) ①道路及び隣地境界からの後退距離は建築物の外壁までの距離とします。 ②県景観条例の大規模行為として届出が必要な建築物については、道路から 5m 以上後退するものとします。 ③宅地面積により道路及び隣地境界からの後退距離の基準緩和を図ります。 ④北側隣地については 2 階及び 3 階の段階的後退距離基準を適用します。 ⑤高さが 3m 以下の建築物は道路後退距離のみ基準を適用します。(外壁のないものは除く) ⑥屋根は、原則として勾配屋根とします。 ⑦屋根や壁など建物の色は、出来るだけ落ち着いた色調にします。 ⑧屋上・屋外設備は、出来るだけ外部から見えにくいように工夫します。 *以上の他、やむを得ない事情のある場合は、審査会において協議するものとします。					
垣根、柵、擁壁等	(1) 道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 (2) ブロック塀等の場合は、高さ 1.2m 迄とします。 (3) 敷地の土留めは、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにします。					

出典：「ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定 まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(12) 景観形成基準(ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定 2/2)

まちづくり基準

緑化	(1) 農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、可能な限り緑化に努めるものとします。								
屋外広告物	協定地区内においては、次に定める屋外広告物以外は設置及び表示できないものとします。								
	(1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居・事務所・営業所等の敷地に表示するもの								
	①共通基準								
	ア 敷地内の表示面積の上限は、次のとおりとします。								
	<table><tr><td>区域</td><td>表示面積</td></tr><tr><td>伊南バイパス線沿線</td><td>20㎡</td></tr><tr><td>上記以外の区域</td><td>3㎡</td></tr></table>	区域	表示面積	伊南バイパス線沿線	20㎡	上記以外の区域	3㎡		
	区域	表示面積							
	伊南バイパス線沿線	20㎡							
	上記以外の区域	3㎡							
	イ けばけばしい色を地に使用しないようにします。								
	ウ 点滅の電飾やサーチライトを使用しないようにします。								
	エ 道路から 1m 以上後退するものとします。								
	オ 設置及び表示場所は、日照・夜間光害など住宅や農地などに影響のない場所とします。								
	②地上に設置するもの								
	ア 高さ及び 1 面の表示面積の上限は、次のとおりとします。								
	<table><tr><td>区域</td><td>高さ</td><td>表示面積</td></tr><tr><td>伊南バイパス線沿線</td><td>10m</td><td>10㎡</td></tr><tr><td>上記以外の区域</td><td>5m</td><td>1.5㎡</td></tr></table>	区域	高さ	表示面積	伊南バイパス線沿線	10m	10㎡	上記以外の区域	5m
区域	高さ	表示面積							
伊南バイパス線沿線	10m	10㎡							
上記以外の区域	5m	1.5㎡							
イ 敷地内 1 箇所に限り設置できるものとします。									
ウ 交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。									
エ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。									
③建築物へ表示するもの									
ア 建築物の屋根及び屋上には表示しないようにします。									
イ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。									
ウ 袖看板は、下端の高さを地盤面から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内に設置するものとします。									
(2) 事務所、営業所等への案内を目的として表示するもの									
①原則として、伊南バイパス線・梨の木線・農免道路以外は、設置できないものとします。									
②高さは、原則として 1.5m 以上、3.5m 以下とします。									
③1 つの大きさは、横長の場合は縦 0.6m・横 1.8m 以内、縦長の場合は縦 1.8m・横 0.6m 以内とし、1 箇所片側 3 枚まで、表裏あわせて 6 枚までとします。2 枚以上付ける場合、上下又は左右の間隔は、10cm 以上空けるものとします。									
④道路から 1m 以上後退するものとし、交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。									
⑤けばけばしい色や点滅の電飾、サーチライトを使用しないようにします。									
⑥支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。									
(3) 公共団体及び公共的団体が設置又は表示するもの									
(4) その他、協議会の審査会で認めるもの									
自動販売機	自動販売機は、原則として設置しないものとします。ただし、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。								
	①青少年の健全育成に影響の無いもの。								
	②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの。								
	③空き缶等の管理が適正に行われること。								
屋外照明	周辺に農地がある場合は、作物に影響が無いように、照度・点灯時間に配慮する。								

出典：「ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定 まちづくり基準」(平成30年7月確認 駒ヶ根市HP)

表 4.2.7-35(13)景観形成基準(伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定 1/2)

まちづくり基準					
土地利用	(1) 屋外における物品の集積等、地域の良い環境・景観に悪影響を与える土地利用はできないものとします。 (2) 建築基準法の用途地域に指定されている地域において、建築できる建築物は、当用途地域の規制によります。				
建築物等	地区内において、建築物の新築や改築・増築等をしようとする場合の建物の基準は、原則として次の通りとします。				
	地区	建ぺい率	高さ	階数	道路からの 後退距離
	全 地 区	60%以内	13m 以下	3 階以下	2m 以上 (北側道路からは 1m 以上)
隣地境界からの 後退距離 1.5m 以上					
*既存の建築物で基準に適合していないものについては、改築時等に極力基準に近づけるよう努めるものとします。(同規模の改築は可能とする。) ①道路及び隣地境界からの後退距離は建築物の外壁までの距離とします。 ②県景観条例の大規模行為として届出が必要な建築物については、道路から 5m 以上後退するものとします。 ③宅地面積により、道路及び隣地境界からの後退距離の基準緩和を図ります。 ④北側隣地については、2 階及び 3 階の段階的後退距離基準を適用します。 ⑤高さが 3m 以下の建築物は、道路後退距離のみ基準を適用します。(外壁のないものは除く) ⑥屋根は、原則として勾配屋根とします。 ⑦屋根や壁など建物の色は、出来るだけ落ち着いた色調にします。 ⑧屋上・屋外設備は、出来るだけ外部から見えにくいように工夫します。 *以上の他、やむを得ない事情のある場合は、審査会において協議するものとします。					
垣根、柵、擁壁等	(1) 道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 (2) ブロック塀等の場合は、高さ 1.2m 迄とします。 (3) 敷地の土留めは、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにします。				
緑化	農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、可能な限り緑化に努めるものとします。				

出典：「伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定 まちづくり基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(14) 景観形成基準(伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定 2/2)

まちづくり基準

	協定地区内においては、次に定める屋外広告物以外は設置及び表示できないものとします。 (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居・事務所・営業所等の敷地に表示するもの ① 共通基準 ア. けばけばしい色を地に使用しないようにします。 イ. 点滅の電飾やサーチライトを使用しないようにします。 ウ. 道路から 1m 以上後退するものとします。 エ. 設置及び表示場所は、日照・夜間光害など住宅や農地などに影響のない場所とします。 ② 地上に設置するもの ア. 高さ、1 面の表示面積及び表示面積の合計の上限は、次のとおりとします。 <table><tr><td>区域</td><td>高さ</td><td>1 面の表示面積</td><td>表示面積の合計</td></tr><tr><td>伊南バイパス線沿線</td><td>10m</td><td>10m²</td><td>20m²</td></tr><tr><td>上記以外の区域</td><td>5m</td><td>1. 5m²</td><td>3m²</td></tr></table> イ. 敷地内 1 箇所に限り設置できるものとします。 ウ. 交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。 エ. 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。 ③ 建築物へ表示するもの ア. 建築物の屋根及び屋上には表示しないようにします。（ただし、屋上に設置した機械室や突起物の目隠し等には表示できるものとし、この場合の看板面積は 1 面あたり 3 分の 1 以下とします。） イ. 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。 ウ. 袖看板は、下端の高さを地盤面から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内に設置するものとします。 (2) 事務所、営業所等への案内を目的として表示するもの ① 原則として、伊南バイパス線・国道 153 号・市道 1-1039 号線（中通線）・市道吉瀬本線（伊南バイパス以西）・市道吉瀬南線・市道 1-698 号線以外は、設置できないものとします。 ② 高さは、原則として 1.5m 以上、3.5m 以下とします。 ③ 1 つの大きさは、横長の場合は縦 0.6m・横 1.8m 以内、縦長の場合は縦 1.8m・横 0.6m 以内とし、1 箇所片側 3 枚まで、表裏あわせて 6 枚までとします。2 枚以上付ける場合、上下又は左右の間隔は、10 cm 以上空けるものとします。 ④ 道路から 1m 以上後退するものとし、交差点の隅切りの端から概ね 5m 以上離れるものとします。 ⑤ けばけばしい色や点滅の電飾、サーチライトを使用しないようにします。 ⑥ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。 (3) 公共団体及び公共的団体が設置又は表示するもの (4) その他、協議会の審査会で認めるもの	区域	高さ	1 面の表示面積	表示面積の合計	伊南バイパス線沿線	10m	10m ²	20m ²	上記以外の区域	5m	1. 5m ²	3m ²
区域	高さ	1 面の表示面積	表示面積の合計										
伊南バイパス線沿線	10m	10m ²	20m ²										
上記以外の区域	5m	1. 5m ²	3m ²										
屋外広告物													
自動販売機	自動販売機は、原則として設置しないものとします。ただし、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。 ① 青少年の健全育成に影響の無いもの。 ② 交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの。 ③ 空き缶等の管理が適正に行われること。												
屋外照明	周辺に農地がある場合は、作物に影響が無いように、照度・点灯時間に配慮する。												

出典：「伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定 まちづくり基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(15)景観形成基準(広域農道沿線景観形成住民協定 1/2)

景観形成基準	
土地利用	屋外における資材、廃材の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。
建築物等	地区内において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するように努めます。 広域農道で歩道の設置されていない部分については、道路から 2.5m は将来的に歩道の設置に備えた土地として確保するよう努めたうえで、次の基準に適合するよう努めます。 (1) 建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合） 50%以内 (2) 容積率（延床面積の敷地面積に対する割合） 100%以内 (3) 広域農道、アクセス道路からの後退距離と高さ - その他の道路及び隣地からの後退距離と高さ 明るく、ゆとりのある沿道空間にするため、建築物はできるだけ道路から後退し、緑化に努めます。 建物の高さは、アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するようにできるだけ低く抑えます。 建物の高さは、道路や隣接地からの後退距離に応じて範囲内となるように努めます。 * 後退距離は軒先とします。 * 敷地の基準面：①敷地が道路より低い場合は、道路の高さを基準面とする。 ②敷地が道路より高い場合で、その差が 1.5m を越える場合は、道路路面から 1.5m の高さを基準面とする。 (4) 屋根は、勾配屋根とするように努めます。 (5) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。 (県景観条例大規模行為の「落ちついた風景をつくるための配色テクニック」の色の範囲を基本とします。) (6) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。 * 既存の建築物で基準に適合していないものについては、改築時等に極力基準に近づけるよう努めるものとします。（同規模の改築は可能とする。）
垣根、柵、擁壁等	・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、高さ 1.2m までを基本とします。 ・道路に面した法面、擁壁は、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます。
緑化	・敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。

出典：「広域農道（市道新春日街道線）沿線地域景観形成住民協定 景観形成基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(16)景観形成基準(広域農道沿線景観形成住民協定 2/2)

景観形成基準	
広告物	(1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの 共通基準 ・ けばけばしい色を地に使用しないようにします。 ・ 点滅の電飾は使用しないようにします。 ・ 敷地内の表示面積の合計は、16 m²以下とします。 ・ 道路から 1m 以上後退するものとします。 ①地上に設置するもの ・ 敷地内 1 箇所以内とします。 ・ 高さは、道路面から 8m 以下とします。 ・ 表示面積 1 面 8 m²以下とします。 ・ 交差点の端から概ね 10m 以上離れるものとします。 ・ 支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とする。 ②建築物へ表示するもの ・ 建築物の屋根、屋上には表示しないようにします。 ・ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。 ・ 袖看板は、下端の高さを道路から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内とします。 (2) (1) 以外の野立広告物 ①原則として、事業所や施設等への案内を目的としたもの以外は、設置できないものとします。 ②規模、形態等の基準は次のとおりとします。 ・ 高さは、原則として路面から 1.5m 以上、3.5m 以下。 ・ 1 つの大きさは横長の場合縦 0.6m、横 1.8m、縦長の場合縦 1.8m、横 0.6m 以内とし、1 か所片側 3 枚、表裏含めて 6 枚までとする。2 枚以上付ける場合は、上下(左右)の間隔は、10cm 以上あける。 ・ 色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組合せ及び木の地肌とする。 ・ ワンポイントとして外の色を使う場合は、別に協議する。 ・ 支柱の色はグレー系、焦茶系とする。 ・ 道路の境界から概ね 1m 以上後退する。 ・ 交差点付近は、交差点の端から概ね 10m 以上離す。
自動販売機	自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。 ①青少年の健全育成に影響の無いもの ②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの ③空き缶等の管理が適正に行われること
屋外照明	周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮する。

出典：「広域農道（市道新春日街道線）沿線地域景観形成住民協定 景観形成基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(17) 景観形成基準(「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 1/3)

まちづくり基準																	
土地利用	(1) 屋外における資材及び廃棄物の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良い環境・景観に悪影響を与える土地利用はしないよう努めるものとします。 (2) 東西両アルプスの眺望と、ゆとりのある環境を確保するために、敷地の最小面積は原則 250 m ² 以上を目安とします。 (3) 建築物・工作物等は当基準を遵守し、建設することを基本とします。																
空地、空き家等の管理	(1) 空地、空き家等の管理者又は管理会社は、所有者名及び連絡先を本会に届け出る事とします。 (2) 空地、空き家等の管理者又は管理会社は、近隣及び通行人に対する安全性と衛生面に配慮し、敷地内の樹木の剪定、下草の手入れ等頻繁に行うよう努めます。																
建築物等	(1) 建築物の新築や改築、増築等を行う場合の建物の基準は、両アルプスの眺望を確保するために原則として、次のとおりとします。又、既存の建物で基準に適合しないものについては、新築、改築時等にこの基準に適合するようにします。 (2) 建てることのできる建築物は次のとおりです。 ①戸建て住宅、共同住宅、土蔵、店舗（除く風俗店）、和風旅館、事務所、営業所、農業用施設、附属屋（物置、屋外トイレ、車庫） ②公共施設、病院、診療所、公益上必要な施設（学校等）、研修施設 ③工場・倉庫等は、建築基準法に定める準住居地域の用途制限に準じるものとします。 (3) 建ぺい率・容積率・高さ・階数・配置 <table border="1" data-bbox="406 1034 1401 1133"> <tr> <th>建ぺい率</th><th>容積率</th><th>高さ</th><th>階数</th><th>道路からの 後退距離</th><th>隣地境界からの 後退距離</th></tr> <tr> <td>60%以内</td><td>100%以内</td><td>13m 以下</td><td>3 階以下</td><td>2m 以上</td><td>1.5m 以上</td></tr> </table> ①敷地が山林内の場合建ぺい率・容積率等を考慮し総合的に判断します。 ②道路及び隣地境界からの後退距離は建築物の外壁までの距離とします。 ③高さの測定は建築基準法の高さの算定によるものとし、道路面と敷地地盤面の高低差が大きい場合は、別途協議します。 ④長野県景観条例の、一般地域の行為として届出が必要な建築物等については、道路から 5m 以上後退するものとします。 (4) 形状・色調 ①屋根は、原則として勾配屋根とします。 ②屋根や外壁等の色は、環境に配慮した社寺色などの落ち着いた色調にします。 ③北側隣地については、2 階及び 3 階の段階的後退距離基準を適用します。 ④屋上・屋外設備は、出来るだけ外部から見えにくいように工夫します。					建ぺい率	容積率	高さ	階数	道路からの 後退距離	隣地境界からの 後退距離	60%以内	100%以内	13m 以下	3 階以下	2m 以上	1.5m 以上
建ぺい率	容積率	高さ	階数	道路からの 後退距離	隣地境界からの 後退距離												
60%以内	100%以内	13m 以下	3 階以下	2m 以上	1.5m 以上												
垣根、柵、擁壁等	(1) 道路に面する側の垣、及び柵の構造は、生垣・フェンス等のできるだけ透視が可能なものとします。 (2) ブロック塀等の透視不可能な場合は、高さは原則 1.2m 迄とします。 (3) 道路に面した自然の法面、擁壁、土留め等は、法面の緑化、自然石積み、自然色に近い化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるようにします。																
緑化	(1) 農地以外に土地利用をする場合は、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、可能な限り緑化するものとします。 (2) 植栽、植樹をする場合は、道路側には高木を避けます。																

出典：「「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(18) 景観形成基準(「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 2/3)

まちづくり基準	
屋外広告物	協定地域内においては、次に定める屋外広告物以外は設置及び表示できないものとします。 (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居・事務所・営業所等の敷地に表示するもの。 ①共通基準 ア. けばけばしい色を地に使用しないようにします。 イ. 点滅の電飾やサーチライト、レーザービームを使用しないようにします。 ウ. 道路から 1m 以上後退し通行の視覚障害とならない物とします。 エ. 設置及び表示場所は、日照・夜間光害など居住環境や農業、景観上及び通行に悪影響を及ぼさない場所とします。 ②新たに地上に設置するもの(全地域) ア. 高さは道路面から 7m 以下とします。 イ. 表示面積は 1 面 3 m²以下とし、表示総面積は 6 m²以下とします。但し、既存の不適合広告物で新たに架け替える場合は、この基準に適合するものとします。 ウ. 支柱の色はグレー系、焦げ茶系を基本とします。 エ. 敷地内 1 箇所に限り設置できるものとします。但し一時的に設置する幟旗は、自己の敷地に限り 3 箇所設置できるものとします。 オ. 交差点付近は、隅切りの端から概ね 5m 以上離し設置するものとします。 ③建築物に表示するもの ア. 建築物の屋根及び屋上には表示しないようにします。但し、屋上に設置した機械室や突起物の目隠し等には表示できるものとし、この場合の表示面積は 1 面あたり壁面等面積の 3 分の 1 以下とします。 イ. 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。 ウ. 袖看板は、下端の高さを地盤面から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内に設置するものとします。 (2) 事務所、営業所等への案内を目的として表示するもの。 ①原則として、集合案内板以外は、設置できないものとします。 ②高さは、原則として 1.5m 以上、7.0m 以下とします。 ③ 1 面の大きさは、横長の場合は縦 0.45m・横 1.2m 以内、縦長の場合は縦 1.2m・横 0.45m 以内とし 1 箇所片側、3 枚までとし、表裏、あわせて 6 枚までとします。複数枚取付ける場合、上下又は左右の間隔は、10 cm 以上空けるものとします。 ④道路から 1m 以上後退するものとし、交差点の隅切りの端から概ね 10m 以上離すものとします。 ⑤けばけばしい色や点滅の電飾、サーチライト、レーザービームを使用しないようにします。 ⑥支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。 ⑦一時的に設置する野立ての幟旗、捨て看板等は自己敷地以外は原則設置できないものとします。 (3) 公共団体及び公共的団体が設置又は表示するもの。 (4) その他、協議会の審査会で認めるもの。

出典：「「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 まちづくり基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

表 4.2.7-35(19) 景観形成基準(「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 3/3)

まちづくり基準	
自動販売機	自動販売機は原則として設置しないものとします。但し、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。 ①青少年の健全育成に影響の無いものとします。 ②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するものとします。 ③空き缶及びごみ等の管理が適正に行われるものとします。
屋外照明 及び 看板照明	歴史的なまちなみや自然豊かな景観に配慮し、屋外照明及び看板照明を次のようにします。 (1) 周辺に農地がある場合は、農作物に影響が無いように、照度・点灯時間に配慮します。 (2) 照明の色は白色系とし、原則色付照明は禁止します。 (3) 屋外広告への照明も (2) と同様とします。

出典：「「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 まちづくり基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(20) 景観形成基準(東伊那景観形成住民協定 1/2)

景観形成基準	
土地利用	屋外における資材、廃棄物等の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良い環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。
建築物等	東伊那地域において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するように努めます。 (1) 建てることのできる建築物は、原則として次のとおりとします。 ①住宅、共同住宅、店舗、事務所、農業用施設、附属屋 ②公共施設、病院、診療所、公益上必要な施設 ③工場・倉庫等については、建築基準法に定める準住居地域の用途制限に準じるものとします。 (2) 建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合) 50%以内 (3) 容積率(延床面積の敷地面積に対する割合) 100%以内 (4) 道路及び隣地からの後退距離と高さ 建築物は、できるだけ道路及び隣接地境界から後退し、ゆとりのある空間の確保に努めます。建物の高さは、中央アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するようにできるだけ低く抑えます。建物の高さは、道路や隣接地からの後退距離に応じて範囲内となるように努めます。 * 後退距離は外壁とします。 * 建物の高さは、地盤面からの高さとして。ただし、地盤面と道路面の高低差が大きい場合は、別途協議します。 (5) 屋根は、勾配屋根とするように努めます。 (6) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。 (7) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。
垣根、柵、擁壁等	・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。 ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、1.2m までを基本とします。 ・道路に面した法面、擁壁は、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます。
緑化	農地以外の土地利用については、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。

出典：「東伊那景観形成基準」(平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP)

表 4.2.7-35(21) 景観形成基準(東伊那景観形成住民協定 2/2)

景観形成基準	
広告物	(1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの 共通基準 ・ けばけばしい色を地に使用しないようにします。 ・ 点滅の電飾は使用しないようにします。 ・ 敷地内の表示面積の合計は、16 m²以下とします。 ・ 道路から 1m 以上後退するものとします。 ① 地上に設置するもの ・ 敷地内 1 箇所を原則とします。ただし、農産物等の物品販売施設において、季節的に幟旗を設置する場合は、5 本以内とします。 ・ 高さは、道路面から 7m 以下とします。 ・ 表示面積 1 面 5 m²以下とします。 ・ 交差点の端から概ね 5m 以上離れるものとします。 ・ 支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とします。 ② 建築物へ表示するもの ・ 建築物の屋根、屋上には表示しないようにします。 ・ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とします。 ・ 袖看板は、下端の高さを道路から 2.5m 以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を 1.5m 以内とします。 (2) (1) 以外の野立広告物 ① 原則として、事業所や施設等への案内を目的としたもの以外は、設置できないものとします。ただし、公共団体・公共的団体が設置するものは除きます。 ② 規模、形態等の基準は次のとおりとします。 ・ 高さは、原則として路面から 1.5m 以上、3.5m 以下。 ・ 事業所や施設等への案内を目的としたものは、1 事業所（施設）2 基以内とし季節的に施設案内を目的とした幟旗は、3 本以内とします。 ・ 点滅の電飾は使用しないようにします。 ・ 色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌を基本とします。 ・ 支柱の色はグレー系、焦茶系とします。 ・ 道路の境界から概ね 2m 以上後退することとします。 ・ 交差点付近は、交差点の端から概ね 10m 以上離すこととします。 ・ 敷地外の表示面積の合計は、1 基 5 m²以下とします。
自動販売機	自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。 ① 青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れが無いものであること。 ② 交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するものであること。 ③ 空き缶等の管理が適正に行われること。
屋外照明	周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮します。また、地域内の夜の景観を損なわないよう努めます。

出典：「東伊那景観形成基準」（平成 30 年 7 月確認 駒ヶ根市 HP）

(3) 宮田村景観計画（平成 29 年 4 月）

宮田村では、「宮田村景観計画」において村全域を景観計画の対象区域と定めている。景観計画区域は、山岳・森林区域、レクリエーション・観光・生産区域、工場団地区域、町・市街地区域、田園区域の 5 つの基本区域に区分し、届出対象行為及び規模を定めている。さらに、より丁寧な景観づくりを図るために、景観体験軸・沿道区域、歴史保全区域の 2 つのサブ区域が基本区域に重なるように設定されている。

調査区域には、5 つの基本区域と 2 つのサブ区域がある。特にサブ区域（歴史保全区域）の中越区域は計画路線の近傍に位置している。景観計画区域の地域区分を表 4.2.7-36 に、届出対象行為及び規模は表 4.2.7-37（P4-227）に、景観計画区域の地域区分ごとの景観形成基準を表 4.2.7-38（P4-228～243）に、景観計画区域の基本区域及びサブ区域の位置を図 4.2.7-13（P4-255）に示す。

表 4.2.7-36 調査区域における景観計画区域の地域区分

項目		区域名	
区域区分	基本区域	山岳・森林区域	
		レクリエーション・観光・生産区域	
		工場団地区域	
		町・市街地区域	
		田園区域	
	サブ区域	景観体験軸・沿道区域	国道 153 号沿道区域
			広域農道沿道区域
		歴史保全区域	中越区域
			宮田宿区域
			田中道区域
			北割区域

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-37 景観計画区域における届け出対象行為(宮田村景観計画)

対象行為		届出対象規模
建築物の 建築等	(1) 新築、増築、改築又は移転	・ 床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
	(2) 外観の変更、修繕、模様替え又は色彩の変更	・ 変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの
工作物の 建設等	(3) プラント類、自動車車庫、 貯蔵施設類、処理施設類等 ※1	・ 高さ5メートルを超えるもの ・ 又は築造面積20平方メートルを超えるもの
	(4) 電気供給施設・通信等施設 ※2	・ 高さ8mを超えるもの
	(5) 太陽光発電施設等※3	・ 発電容量が10kWを超えるもの ・ 又は面積100平方メートルを超えるもの
	(6) その他の工作物	・ 長さ10メートル以上かつ高さ1.5メートル以上 ・ 又は高さ5メートルを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採		・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(8) 土地の形質の変更※4		・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積		・ 堆積の高さ3mを超えるもの ・ 又は面積100平方メートルを超えるもの
(10) (1)～(6)までの建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠※5		・ 表示面積300平方メートルを超えるもの
(11) 木材の伐採※6		・ 伐採する面積が300平方メートルを超えるもの

※1：プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するものを示す。自動車車庫は建築物とならない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設を示す。貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設を示す。処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設を示す。

※2：電気供給施設とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設を示す。

※3：土地に設置されるものおよび建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む。

※4：土地の形質の変更とは、都市計画第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更で、土砂の採取又は鉱物の掘採を除く。

※5：営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

※6：枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

出典：「宮田村景観計画」(平成29年4月 宮田村)

表 4.2.7-38(1) 景観形成基準(山岳・森林区域 1/3)

行為制限 事項	形成基準
共通事項	
- 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 - 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、全体的な方針にもとづき、区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとする。 - 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	- 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。 - 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 - 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 - 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	- 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。 (ア) 機能上または公益上必要な建築物 (イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る）） - 区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを9メートル以下とする。なお、機能上9メートルをこえる必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを10メートルまで可能とする。
形態・意匠	- 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 - 周辺の山並みと調和する形態とすること。 - 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林との調和に努めること。 - 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 - 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 - 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 - 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 - 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。 - 太陽光発電設備等を建築物に設置する際には、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。

出典：「宮田村景観計画」（平成29年4月 宮田村）

表 4.2.7-38(2) 景観形成基準(山岳・森林区域 2/3)

行為制限事項		形成基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。 ・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。		
色彩等	・ 外壁面に使用する色は、彩度 4 以下（推奨値は 3 以下）とし、N 以外で明度 8 以上の場合は彩度 2 以下とすること。屋根・屋上に使用する色は、彩度 6 以下（推奨値は 4 以下）かつ明度 4 以下とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。		
敷地の緑化	・ 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等に当たっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
特定外観意匠 [※] に関する付加基準	配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	
	規模・形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
	材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を極力使用しないように努めること。	
	色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、使用しないこと。	
開発行為等			
・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化につとめること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。			

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠を示す。（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(3) 景観形成基準(山岳・森林区域 3/3)

行為制限 事項	形成基準
土砂の採取及び鉱物の掘削	
・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	
屋外における物件の集積又は貯蔵	
・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。	
木竹の伐採	
・ 段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。	

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(4) 景観形成基準(レクリエーション・観光・生産区域 1/3)

行為制限 事項	形成基準
共通事項	
・ 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・ 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、全体的な方針にもとづき、区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 道路側に既存林を残せるように 10 メートル以上後退するよう努めること。 ・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 ・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。 (ア) 機能上または公益上必要な建築物 (イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え(用途変更しない場合に限る)） ・ 区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを 9 メートル以下とする。なお、機能上 9 メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを 12 メートルまで可能とする。ただし、当区域において、宮田村土地利用計画構想図上で工業系地域に指定されている地域については別途協議を経た上で最高高さを 15 メートルまで可能とする。
形態・意匠	・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 河畔林との見え隠れに配慮すること。 ・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林との調和に努めること。 ・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。 ・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際には、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(5) 景観形成基準(レクリエーション・観光・生産区域 2/3)

行為制限事項	形成基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 ・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
色彩等	・ 外壁面に使用する色は、彩度 4 以下（推奨値は 3 以下）とし、N 以外で明度 8 以上の場合は彩度 2 以下とすること。屋根・屋上に使用する色は、彩度 6 以下（推奨値は 4 以下）かつ明度 4 以下とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	
敷地の緑化	・ 敷地境界には河畔林を残し、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等に当たっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	
特定外観意匠 [※] に関する付加基準	配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	規模・形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等		
・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化につとめること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。		

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠を示す。（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(6) 景観形成基準(レクリエーション・観光・生産区域 3/3)

行為制限 事項	形成基準
土砂の採取及び鉱物の掘削	
	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採	
	・ 段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(7) 景観形成基準(工場団地区域 1/3)

行為制限 事項	形成基準
共通事項	
・ 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・ 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、全体的な方針にもとづき、区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 道路側に緩衝緑地をとれるように 10 メートル以上後退するよう努めること。 ・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 ・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。 （ア）機能上または公益上必要な建築物 （イ）既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え(用途変更しない場合に限る)） ・ 区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを 9 メートル以下とする。なお、機能上 9 メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを 15 メートルまで可能とする。
形態・意匠	・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。 ・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。 ・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際には、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(8) 景観形成基準(工場団地区域 2/3)

行為制限 事項	形成基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 ・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
色彩等	・ 外壁面に使用する色は、彩度 4 以下（推奨値は 3 以下）とし、N 以外で明度 8 以上の場合は彩度 2 以下とすること。屋根・屋上に使用する色は、彩度 6 以下（推奨値は 4 以下）かつ明度 4 以下とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	
敷地の緑化	・ 敷地境界には緩衝緑地を設け、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等に当たっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	
特定外観意匠※に関する付加基準	配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	規模・形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等		
・ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化につとめること。 ・ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。		

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(9) 景観形成基準(工場団地区域 3/3)

行為制限 事項	形成基準
土砂の採取及び鉱物の掘削	
	・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	
	・ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採	
	・ 段丘、河畔林、里山の隣辺など連続する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(10) 景観形成基準(町・市街地区域 1/3)

行為制限 事項	形成基準
共通事項	
・ 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・ 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、全体的な方針にもとづき、区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 既存の周辺建築物の配置に習い、町並みとしての連続性、統一性を確保すること。 ・ 隣接地と協力して、まとまった公共性の高い空間を生み出すよう努めること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 ・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。 （ア）機能上または公益上必要な建築物 （イ）既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え(用途変更しない場合に限る)） ・ 区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを 10 メートル以下とする。なお、機能上 10 メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを 15 メートルまで可能とする。
形態・意匠	・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。 ・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。 ・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際には、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(11) 景観形成基準(町・市街地区域 2/3)

行為制限事項	形成基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。 ・ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 ・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
色彩等	・ 外壁面に使用する色は、彩度 4 以下（推奨値は 3 以下）とすること。屋根・屋上に使用する色は、彩度 6 以下かつ明度 6 以下（推奨値は N 以外は 4 以下）とすること。 ・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	
敷地の緑化	・ 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等に当たっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	
特定外観意匠※に関する付加基準	配置	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	規模・形態・意匠	・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	色彩等	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(12) 景観形成基準(町・市街地区域 3/3)

行為制限 事項	形成基準
開発行為等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化につとめること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。
土砂の採取及び鉱物の掘削	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採	・段丘、河畔林、里山の隣辺など連続する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(13) 景観形成基準(田園区域 1/3)

行為制限 事項	形成基準
共通事項	
・ 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・ 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、全体的な方針にもとづき、区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・ 農地の中に点在する場合は、道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 ・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 ・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。 (ア) 機能上または公益上必要な建築物 (イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る）） ・ 区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを 9 メートル以下とする。なお、機能上 9 メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを 12 メートルまで可能とする。ただし、当区域において、宮田村土地利用計画構想図上で工業系地域に指定されている地域については別途協議を経た上で最高高さを 15 メートルまで可能とする。
形態・意匠	・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・ 背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。 ・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。 ・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(14) 景観形成基準(田園区域 2/3)

行為制限事項	形成基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
形態・意匠	・農地の中に点在する場合は、道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 ・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 ・アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。 ・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
色彩等	・外壁面に使用する色は、彩度 4 以下（推奨値は 3 以下）とし、N 以外で明度 8 以上の場合は彩度 2 以下とすること。屋根・屋上に使用する色は、彩度 6 以下（推奨値は 4 以下）かつ明度 4 以下とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	
敷地の緑化	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等に当たっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	
特定外観意匠※に関する付加基準	配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	規模・形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努めること。
	色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、使用しないこと。

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠を示す。（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(15) 景観形成基準(田園区域 3/3)

行為制限 事項	形成基準
開発行為等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化につとめること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。
土砂の採取及び鉱物の掘削	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採	・段丘、河畔林、里山の隣辺など連続する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(16) 景観形成基準(サブ区域:景観体験軸・沿道区域)

行為制限 事項	形成基準
サブ区域の考え方	
・サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・沿道景観の特性にあわせて道路から適切に後退し、眺望の確保に努めること。 ・地形の変化を感じられるような配置に努める。 ・地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配慮等を工夫すること。
規模	・地形の変化を感じられるよう、地形に合わせて大規模な建物を分割するよう努める。
敷地の緑化	・沿道全体で統一性、テーマ性のある植栽、花を道路際に設けるよう努める。

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

表 4.2.7-38(17) 景観形成基準(サブ区域:歴史保全区域)

行為制限 事項	形成基準
サブ区域の考え方	
・サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	・建て替える場合には原則として既存建物の配置を踏襲し、町並みの構成を保全する。 ・地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配慮等を工夫すること。
規模	・建て替える場合には既存建物の軒高、棟の高さを越える規模とならないよう努める。なお基本区域が定める建築物最高高さの値の方が既存建物高さより低い場合は、基本区域の基準に従う。 ・屋根形状、棟の向きは集落に残る伝統的な建物に習うよう努める。 ・長屋門、蔵等の歴史的価値が高い建物はできるだけ保存する。やむをえず建て替える場合は、従前の建物の位置、規模、形態意匠を踏襲するよう努める。
材料	・既存の伝統的な建物に使われている材料をできるだけ使うよう努める。
色彩等	・色彩に関する基準値は、基本区域で定めるものと同じとする。推奨値として、外壁、屋根・屋上ともに彩度 2 以下とする。
敷地の緑化	・敷地内にある樹林・農地はできるだけ保全するよう努める。
特定外観意匠 [※] に関する付加基準	・特定外観意匠は原則として設置しない。機能上必要な場合には色彩を、外壁、屋根・屋上に対する歴史保全サブ区域に示す基準程度に押さえる。

※：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「宮田村景観計画」（平成 29 年 4 月 宮田村）

(4) 伊那市景観計画（平成 26 年 4 月）

伊那市では、「伊那市景観計画」において伊那市の景観特性を活かし、伊那市らしい景観を将来に引き継いでいくため、市全域を景観計画区域に定めている。景観計画区域は、土地利用と景観特性に応じて市街地、田園、山地・森林及び山岳・自然公園の 4 つの面と沿道、河川及び河岸段丘の 3 つの軸で区分し、地域ごとに良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準を示し、行為の制限を設けている。更に、市の特徴が象徴的に現れ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を景観形成重点地区、地域住民が良好な景観の形成を目指して外観、緑化などについて自主的に市と協定を締結している地区を景観形成住民協定地区に設定している。

調査区域には、景観計画区域のうち 3 つの面と 3 つの軸が存在する他、景観形成住民協定地区が 5 地区ある。景観計画区域の地域区分及び景観形成住民協定地区を表 4.2.7-39 に、届出対象行為及び規模は表 4.2.7-40（P4-245）に、景観計画区域の地域区分のものの景観形成基準を表 4.2.7-41（P4-246～250）に、景観形成住民協定地区の景観形成基準を表 4.2.7-42（P4-251～254）に、景観計画区域及び景観形成住民協定地区の位置を図 4.2.7-13（P4-255）に示す。なお、調査区域に、景観形成重点地区は存在しない。

表 4.2.7-39 調査区域における景観計画区域の地域区分及び景観形成住民協定地区

項目		地域区分名及び地区名
地域区分	面	市街地
		田園
		山地・森林
	軸	沿道
		河川
		河岸段丘
景観形成 住民協定地区		1. 美しいまち暁野区景観形成住民協定（平成 8 年 1 月 21 日）
		2. 青島区田園地帯景観形成住民協定（平成 9 年 1 月 1 日）
		3. 未来通り住民協定（平成 10 年 6 月 3 日）
		4. 美原区景観形成住民協定（平成 13 年 1 月 25 日）
		5. 御園区内原地区景観住民協定（平成 18 年 8 月 28 日）

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-40 景観計画区域における届出対象行為及び規模(一般地域※¹)

対象行為	対象規模	
	面の地域区分	河岸段丘(軸の地域区分)
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が30㎡を超えるもの	－
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が100㎡を超えるもの	－
(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類※ ²	・高さ10mを超えるもの又は築造面積30㎡を超えるもの	－
(4) 電気供給施設等※ ³	・高さ15mを超えるもの	－
(5) その他の工作物	・高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	－
(6) 土地の形質の変更※ ⁴ (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	－
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの	－
(8) 屋外における物件の堆積※ ⁵	・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの	－
(9) (1) から (5) までの建築物又は工作物に表示・設置される特定外観意匠※ ⁶	・面積10㎡を超えるもの	－
(10) 木竹の伐採※ ⁷	－	・伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

※1：山岳・自然公園地域については自然公園法及び長野県立自然公園条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び伊那市景観条例の届出の対象外とする。

※2：プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類とは、下記に示すものである。

- ・プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。
- ・自動車車庫：建築物とならない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設。
- ・貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。
- ・処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※3：電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※4：土地の形質の変更：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※5：物件の堆積：屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。

※6：特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

※7：枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-41(1)景観形成基準(景観計画区域)

行為制限 事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
配置	・中心街では、隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。 ・住宅地では、道路側に緑化を行う空間を確保するように努めること。	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	・道路からできるだけ後退し、道路側の既存林を保存するなど自然景観に配慮すること。 ・大規模行為 ^{※1} にあっては、特に支障のある場合を除いて、10m以上道路から後退するように努めること。
		・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	
	・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。		
	・南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。	・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	
	・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。 ・段丘崖の上端付近では、段丘崖側から遠い位置に配置するよう努め、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。		
	【沿道】大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するように努めること。		
規模	・南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。こと。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣り合いにも配慮すること。		
	・高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。	・個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。
	高さの数値基準 ^{※2} ・建築物の高さは、原則として31m以下とすること。	高さの数値基準 ^{※2} ・建築物の高さは、原則として18m以下とすること。 ・工業団地の建築物の高さは、原則として31m以下とすること。	
	【沿道】高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。 【河川】河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。		

※1：大規模行為とは、伊那市景観条例に定める以下の行為を指す。

- ・延べ床面積3,000㎡を超える建築物の建築等
- ・高さ30mを超える工作物の建設等

※2：高さの数値基準は、学校、病院等の公益上必要な公共施設に適用されない。

注：文頭に**【 】**がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-41 (2) 景観形成基準(景観計画区域)

行為制限 事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
形態・ 意匠 ^{※1}	・中心街では、正面のデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 ・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。	・屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン^{※2}、周辺の建築物等との調和を図ること。	・屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみとの調和を図ること。
	・伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
	【沿道河川】道路沿いや河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。 【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、外観に十分配慮すること。		
材料 ^{※1}	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		
	・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	・反射光のある素材は極力使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。
	・地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	・地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。	

※1：形態・意匠は、景観法第16 条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となる。

※2：スカイラインとは山や建築物等などが空を区切ってつくる輪郭のこと。

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-41 (3) 景観形成基準(景観計画区域)

行為制限 事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
色彩等※1	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	・複数の色の使用等に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	・使用する色数を少なくするよう努めること。	
	・照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	・照明を行う場合は、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。	
	・屋根及び外壁は、マンセル値（JISZ8721）による以下の色彩を基調とすること。 ○赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)の色相においては彩度7以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色※2として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩		
	【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。		

※1：色彩等は、景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となる。

※2：アクセント色とは、まち並みに彩りを与えるため建物の低層部や窓枠など小面積部分に行う彩色のこと。強調色とも言う。

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-41 (4) 景観形成基準(景観計画区域)

行為制限 事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
敷地の緑化	・樹木や草花を活用し、通りに面した住宅や商店、オープンスペース等の緑化を行い、潤いの創出に努めること。	・既存の樹木をできるだけ残すよう努め、住宅地は植栽などにより、良好な集落景観の形成に努めること。	・既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の山林と調和するよう配慮を行うこと。
	・農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門や塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周囲の建築物等と比べて相当大規模な建築物等は、建物まわりに高木の配置等の緑化を行い、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場や自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。		
	・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	・使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	・段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。		
	【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。 【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。		
	・自動販売機の設置にあたっては周囲の景観に配慮し、外観は落ち着いた色彩とし、複数台の設置時は囲いで覆うなどの工夫を行うこと。		
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、特定外観意匠*に関する付加基準			
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山なみなどの眺望を阻害しないように努めること。		
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。		
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。		
	・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	・反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。	

※：特定外観意匠とは、公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠を指す。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-41 (5) 景観形成基準(景観計画区域)

行為制限 事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、 周辺の建築物等と調和した 色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、 できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、 周辺の田園や集落と調和した 色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、 できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、 周辺の自然景観と調和した色 調とすること。
	・使用する色数を少なくするよう努めること。		
	・光源で動きのあるものは、 周辺景観との調和に留意 すること。	・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
土地の形質の変更			
土地の形質 の変更	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		
土石の採取及び鉤物の掘採			
土石の採取 及び鉤物の 掘採	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
屋外における物件の集積			
屋外における物件の集積	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		
木材の伐採			
木竹の伐採	【段丘】 河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮を行うこと。		

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-42(1)景観形成基準(美しいまち暁野区景観形成住民協定)

1. 美しいまち暁野区景観形成住民協定（平成 8 年 1 月 21 日）
目的
この協定は、伊那市東春近暁野区をみどり豊かで美しく静かな生活環境を保つことを目的とします。
協定事項
(1) 建築物は、一戸建個入専用住宅としましょう。（二世帯同居住宅を含む。）ただし、店舗地区については、分譲契約のとおりとします。 (2) 建築物の、高さ、境界の距離等はおとなりに迷惑を及ぼさないようにし、屋根、壁、フェンス等の色彩は地域に調和したものにしましょう。 (3) 敷地内で植栽が可能な場所の緑化に努めましょう。 (4) 敷地内の樹木の境界からのみ出しには、各自で素早く対処しましょう。 (5) 敷地内に自己の用に供する以外の広告物、看板等は設けないようにし、自己の用のものでも、あまり大きな物や派手な色彩の物は避け、地域に調和したものにしましょう。 (6) 自動販売機は、空缶等の散乱につながる恐れもありますので、専用住宅の敷地に設置することはやめましょう。 (7) 小公園、街路、歩道を花、樹木等で気持ちが和み楽しく散歩ができるようにしましょう。 (8) 区民が管理する駐車場については、そのすべてが車置場でなく排気ガス、騒音等に考慮し、花壇、樹木等での緩衝地帯を設け、近隣の住宅に迷惑が及ばないようにしましょう。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-42(2)景観形成基準(青島区田園地帯景観形成住民協定)

2. 青島区田園地帯景観形成住民協定（平成 9 年 1 月 1 日）
目的
この協定は三峰川右岸農道周辺に広がる美しい中央アルプスと南アルプスを望める優良田園地帯と景観を維持する事を目的とします。
協定事項
(1) 商工業目的の建物類の建設及びマンション等集合住宅は禁止します。 (2) 屋外広告物看板等は禁止します。ただし、長野県屋外広告物条例第 6 条によるものは除きます。 (3) 自動販売機器等は農産物等一次産品に限り、設置は指定された場所とします。 (4) 個人住宅を建設する場合は景観に調和したものにしましょう。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-42(3) 景観形成基準(未来通り住民協定)

3. 未来通り住民協定（平成 10 年 6 月 3 日）	
目的	
この協定は、「未来通り」を、静かで、きれいで、ゆとりのある、すてきな通りとして守り育てて行くことおよび、安らぎと活力があり、誇りを持ち心の通い合う地域として行くことを目的とします。	
協定事項	
緑化等	(1) 未来通りの景観が形成されるよう、花壇、街路樹を植栽し管理するよう努めます。 (2) 街路樹は、原則として「シャラの木(夏つばき)」とします。 (3) 関係者の敷地内は、できるだけ緑化に努め、道路との境はなるべく低い生け垣として、塀等はなるべく避けるものとします。
建築物等	(1) なるべく、道路からゆとりをもって建築するよう努めます。 (2) 高さ、形状は周囲と調和するように努めます。
屋外広告物	(1) 設置する場合は、自己の営業用のみで必要最小限の箇所とし、広告物の面積は、必要最小限とします。 (2) 点滅や動く広告物は、原則として設置しないようにします。 (3) 「立看板」「はり紙」等は、しないようにします。但し、開店時のみは可とします。
自動販売機	(1) 極力設置をさけるものとします。 (2) 悪影響をおよぼす自動販売機は、設置をしないようにします。
電柱等	・道路境界付近に設置せず、景観上支障のない位置に設置するよう努めます。
色彩	・原色は避け、できるだけ落ち著いた色彩を基調とし、周囲の景観等と調和した色とします。
清掃等	(1) 「未来通り」およびその周辺を、常に清掃しきれいに保ちます。 (2) 雪かきを率先して実行します。
騒音	・騒音をなるべくたてないものとします。
「未来通り」の表示	(1) 「未来通り」の「看板」「ステッカー」を極力設置します。 (2) 封筒・名刺等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。 (3) チラシ広告等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。 (4) 「未来通り」のロゴ等は、別紙のとおりとします。
現存施設等	・なるべく、この協定にそって速やかに改善をしていくものとします。
事前相談	・建物等の新增改築、工作物の設置、植栽等を実施する場合は、早期の計画段階で、運営会に相談をするものとします。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-42(4) 景観形成基準(美原区景観形成住民協定)

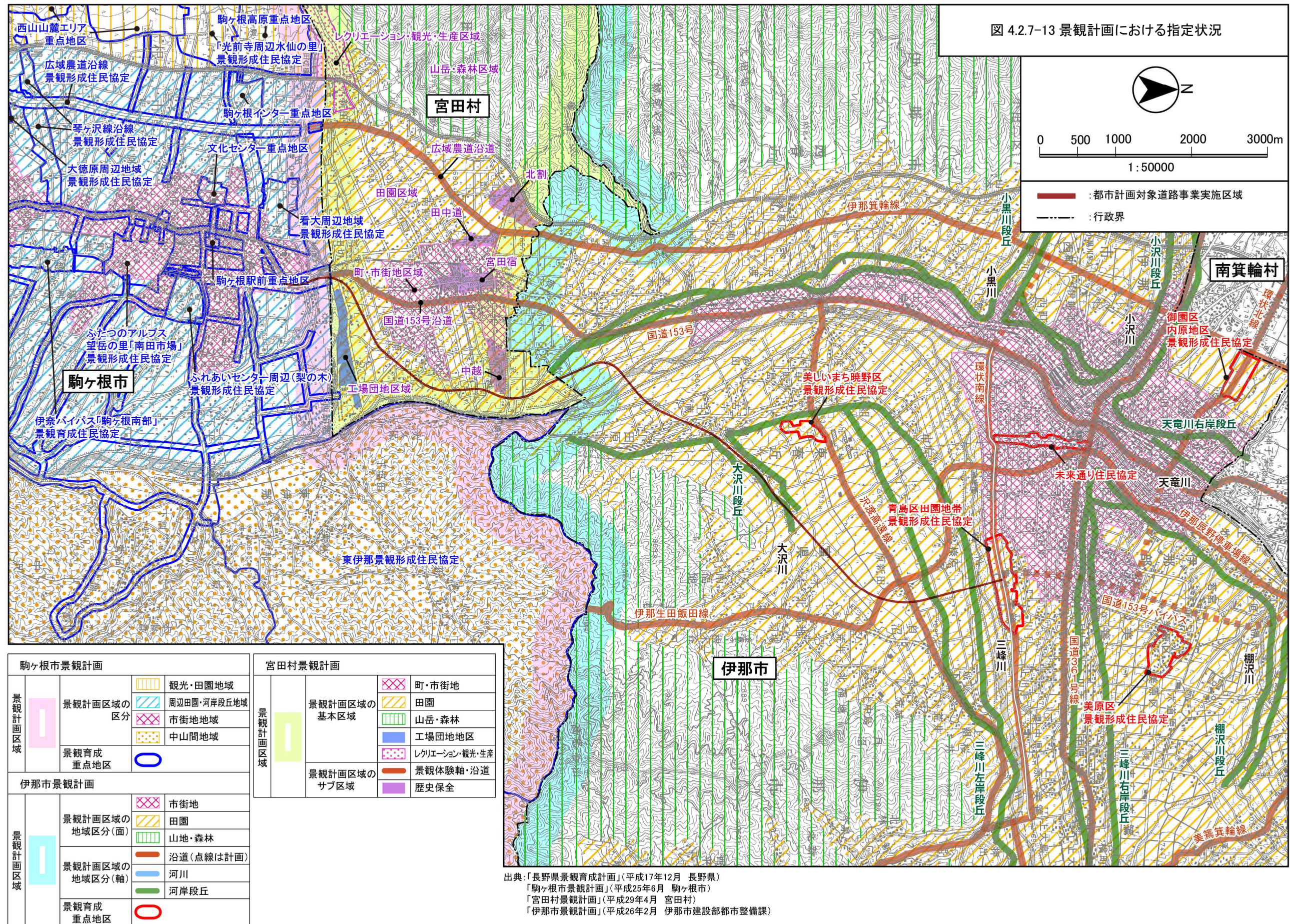
4. 美原区景観形成住民協定（平成 13 年 1 月 25 日）	
目的	
この協定は、美原区内の景観形成に必要な事項について協定し、美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な住宅地としての住環境を保全し維持していくことを目的とする。	
協定事項	
敷地	(1) 敷地の地盤面の変更をしてはならない。但し、出入口、花壇の築造もしくは造園等のために行う変更、自家用車庫の築造はこの限りでない。 (2) 空地等の利用について資材置場等、危険かつ住環境に悪影響を及ぼす恐れのある利用を行ってはならない。
建築物	(1) 建築物の形態及び用途は、次のいずれかとする。 ア 個人の戸建住宅（付属建物を含む。以下同じ。） イ 併用住宅で第 14 条に定める役員会とあらかじめ協議されたもの。 ウ アパート等共同住宅（3 階以下のものに限る。） (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界までの距離は 1 メートル以上としなければならない。但し、高さ 3 メートル以下のカーポート、物置等の付属建物はこの限りでない。 (3) 建築物の最高の高さは地盤面から 13 メートル以下、最高の軒の高さは 9 メートル以下とする。 (4) 建築物の配置、及び高さ等について北側敷地の日照、採光等を十分配慮するものとする。 (5) 建築物の外壁又は屋根の色彩は、刺激的な色を避けるほか、周辺に調和したものとする。
広告物	(1) 広告物の設置、掲出及び表示は自己用のものとする。 (2) 広告物の設置、掲出及び表示については、地盤面からの最高の高さは 3 メートル以下とし、その表示面積の合計は見付け面積 1.5 平方メートル以下とする。 (3) 広告物の設置、掲出及び表示についての色彩や形態は周辺の環境に調和した違和感のないものを採用する。 ・ 青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある広告物等は認めない。
緑化等	(1) 沿道及び敷地内の空地等は、できる限り緑化に努める。 (2) 緑化樹木等は、既存の樹木等の活用にも努めるほか、地域の環境に適したものとする。 (3) 宅地には、できる限り樹木を植えるようにする。 (4) 植栽した緑化樹木等は、病害虫を予防し、常に適正な生育保存に必要な管理に努める。 (5) 垣根又は柵の構造は、生け垣、樹木及びフェンス類とすることが望ましい。
自動販売機の設置	・ 自動販売機の設置については、自己営業用のみとし景観に配慮し空缶等の散乱の防止に努める。 ・ 青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある自動販売機等は認めない。
公共的部分の景観形成	・ 協定者は、道路、公園等の公共的な部分の景観形成について、常に協力して取り組むものとする。
新規居住者等の協力	・ 協定締結後、新たに区域内の土地所有者または建物所有者（以下「新所有者」という。）となった者に対しては、協力を求めるものとする。 ・ 協定者が土地等の権利を移転しようとする場合は、新所有者に対し、協定の遵守について協力を求めるものとする。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-42(5)景観形成基準(御園区内原地区景観住民協定)

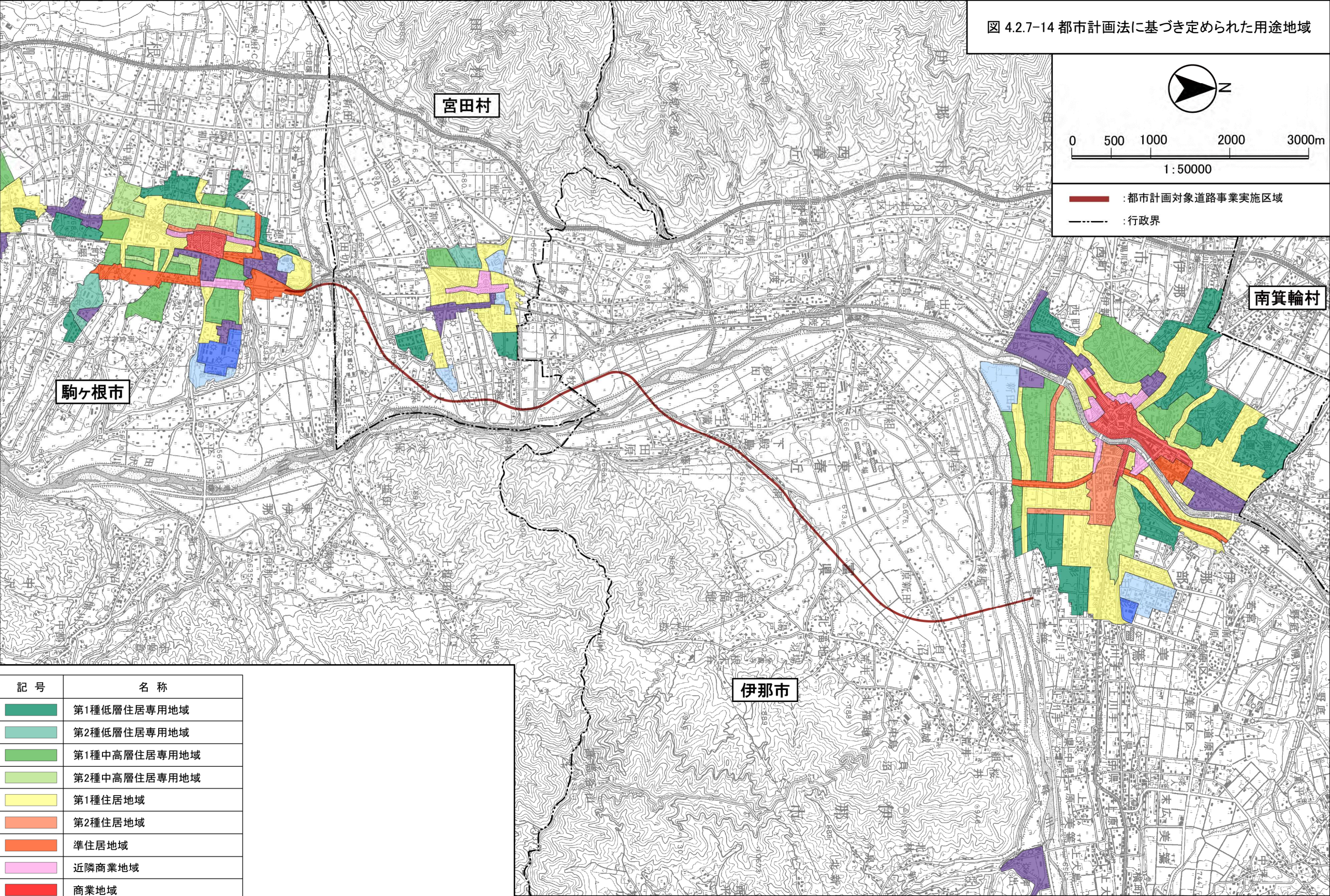
5. 御園区内原地区景観住民協定（平成 18 年 8 月 28 日）	
目的	
この協定は、御園区内の「内原」地区の景観形成に必要な事項について協議・決定し、美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な生活環境を保全・維持していくことを目的とする。	
協定事項	
建築物	(1) 建築物の高さは地盤面から 13m 以下とする。また、接する伊那市道及び隣地境界からの距離は 1m 以上後退、県道伊那インター線及び県道伊那箕輪線道路境界からは 5m 以上後退する。ただし、長野県景観条例による大規模行為の届出対象規模に至らない建築物は、道路境界及び隣地境界から 1m 以上後退で足りることとする。 (2) 建築物の外壁又は屋根の色彩は、けばけばしい色を避けるほか、周辺の景観に調和したものとする。 (3) 建築物の屋根形状は、周辺の景観に調和したものとする。 (4) 建築物の配置及び高さについては、日照・採光等を十分配慮する。
広告物	(1) 広告物の設置・掲出及び表示は自己用のもののみにする。ただし、公共機関が公益のため設置する場合はこの限りでない。 (2) 広告物の色彩や形態は、けばけばしい色を避けるほか、周辺の景観に調和したものとする。 (3) 広告塔については地盤面からの高さを 10m 以下とする。また、表示面積は広告塔は 20 m ² 以下（ただし、2 以上の施設が設置する集合看板については当該面横に施設の数に乗じて得た面積以下で必要最低限の規模）、壁面広告は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とする。 (4) 広告塔は、道路境界より 1m 以上かつ交差点から 5m 以上後退させる。 (5) 屋上看板は、禁止とする。ただし、屋上に設置した機械室や突起物の目隠し等には表示できるものとする。 (6) 動光、点滅照明、けばけばしいネオン及びサーチライト等の使用は禁止する。また、建築物や広告物をライトアップする場合は必要最低限のものとする。 (7) 沿道に広告旗（のぼり旗）を設置することは禁止とする。
緑化等	(1) 農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の道路に接する部分には、緩衝帯としてグリーンベルトを設置し、花木等の植栽に努め、可能な限り敷地内にシンボルツリーとなる高木を設置するように努める。植種については、別表から選択する。 (2) 植栽した緑化樹木等は病虫害を予防し、常に適正な生育保存に必要な管理に努める。
自動販売機の設置	(1) 自動販売機の設置については自己営業用のみとし、景観に配慮するとともに、空き缶等の散乱防止に努める。 (2) 青少年の健全育成に影響を及ぼす恐れのある自動販売機等は認めない。 (3) 交通安全上及び景観上支障のない場所に設置する。
交通	(1) 協定区域の静けさを終日保全するため、駐車場等を設置する場合、必要な時間以外の利用を規制する為の設備を設置する。 (2) 暴走行為の禁止等を関係機関に働きかける。
公共的部分の景観形成	(1) 協定者は、道路等の公共的な部分の景観形成について、常に協力して取り組むものとする。 (2) 河川や道路に空き缶・空きビン・ゴミ等を捨てないように啓発活動に努める。

出典：「伊那市景観計画」（平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課）



33) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査対象地域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）第五条第一項に基づく都市計画区域が指定されており、同法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域がある。用途地域の指定状況を図 4.2.7-14（P4-257）に示す。



記 号	名 称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

出典:「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「宮田村都市計画図」(平成20年10月 宮田村)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)

34) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等）

調査区域には、「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号）第十七条に規定する公害防止計画はない。

35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日 法律第40号）第五条第一項の規定に基づき策定された歴史的風致維持向上計画はない。

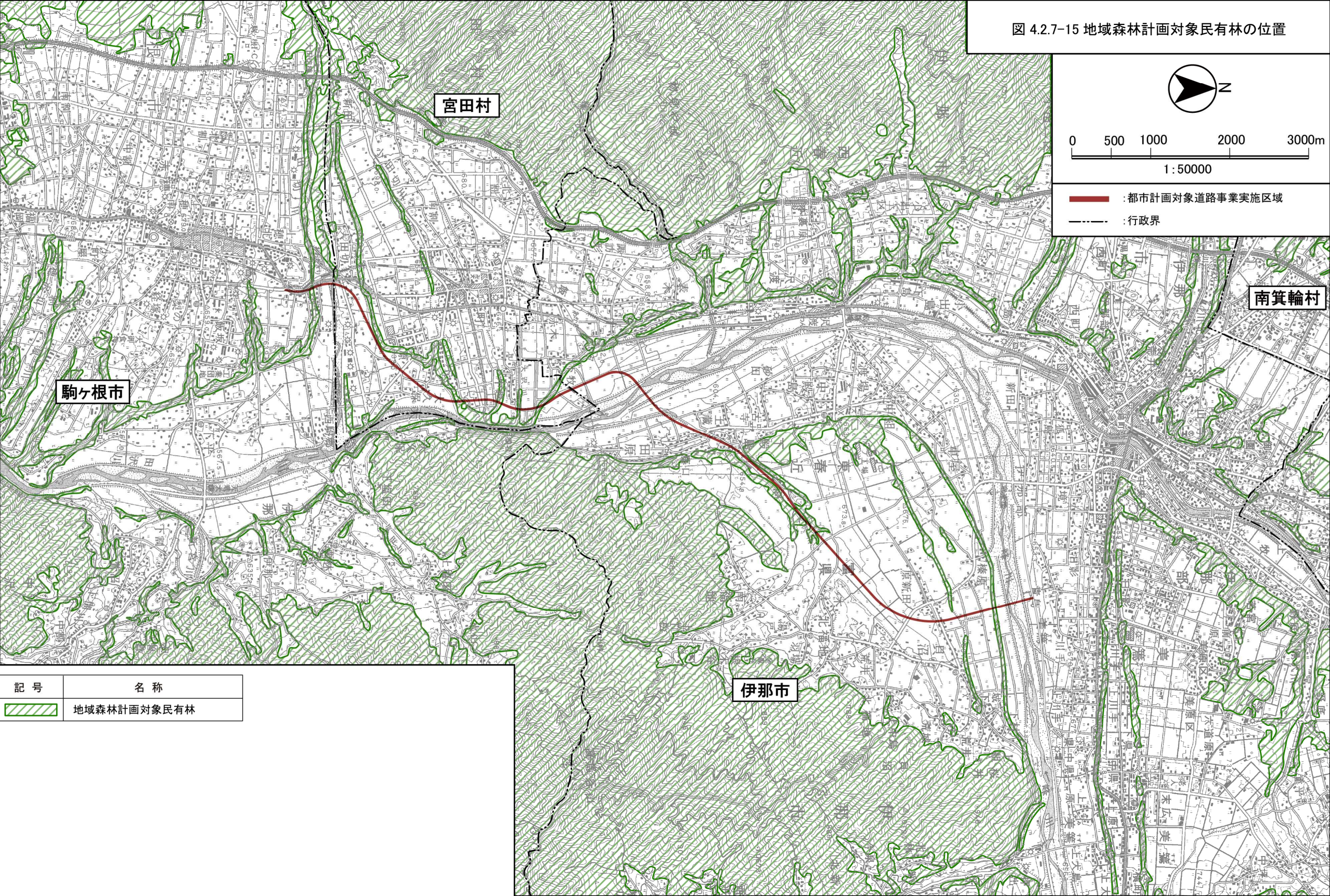
36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

調査区域には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け 元林野経第25号林野庁長官通達）により指定された保護林はない。

(2) 森林法第五条の規定により定められた地域森林計画の対象民有林の状況

調査区域には、「森林法」（昭和26年6月26日 法律第249号）による地域森林計画により、上伊那地方事務所林務課が所管する地域森林計画対象民有林がある。地域森林計画の対象民有林の指定状況を図4.2.7-15（P4-259）に示す。



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成30年7月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)